

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;"><u>当該事務を担当する教育次長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>他の教育次長</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育次長</td> <td style="text-align: center;"><u>他の教育次長</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(専決の制限)</p> <p>第5条 [略]</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	教育長	<u>当該事務を担当する教育次長</u>	<u>他の教育次長</u>	[略]	教育次長	<u>他の教育次長</u>			[略]				<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;"><u>教育局長</u></td> <td style="text-align: center;">教育次長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育局長</td> <td style="text-align: center;"><u>教育次長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>主管の室長又は総括課長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育次長</td> <td style="text-align: center;"><u>主管の室長又は総括課長</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(専決の制限)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>(教育局長の専決事項)</u></p> <p>第5条の2 教育局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>—</p> <p>(1) <u>教育委員会規則の改廃のうち軽易なもの及び教育委員会訓令の制定又は改廃（事務の決裁について必要な事項を定める教育委員会訓令の制定又は改廃（軽易な改廃を除く。）を除く。）並びに教育委員会告示に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育次長、室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育次長、室長及び局付の超過勤務命令及び休日勤務</u></p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	教育長	<u>教育局長</u>	教育次長	[略]	教育局長	<u>教育次長</u>	<u>主管の室長又は総括課長</u>		教育次長	<u>主管の室長又は総括課長</u>			[略]			
決裁権者		代決権者																																									
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																								
教育長	<u>当該事務を担当する教育次長</u>	<u>他の教育次長</u>	[略]																																								
教育次長	<u>他の教育次長</u>																																										
[略]																																											
決裁権者	代決権者																																										
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																								
教育長	<u>教育局長</u>	教育次長	[略]																																								
教育局長	<u>教育次長</u>	<u>主管の室長又は総括課長</u>																																									
教育次長	<u>主管の室長又は総括課長</u>																																										
[略]																																											

(教育次長共通専決事項)

第6条 [略]

(室長等共通専決事項)

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 非常勤職員（附属機関の委員を除く。以下同じ。）の任免に関すること。
- (3) 非常勤職員の育児休業の承認に関すること。
- (4)～(7) [略]
- (8) 教育企画推進監等の休暇及び所属職員のサービス（休暇を除く。）に関すること。
- (9) 担当課長及び特命課長のサービス（前3号に掲げる事項を除く。）に関すること。
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]

2 [略]

(教育企画室の教育企画推進監等の専決事項)

第8条 教育企画室の分掌事務について、教育企画推進監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

教育企画推進監専決事項

- (1)～(10) [略]
- (11) 本庁の臨時的任用職員の任免に関すること。
- (12)・(13) [略]
- (14) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定に関すること。
- (15)・(16) [略]

命令に関すること。

(4) 教育次長、室長及び局付の休暇その他のサービス並びに総括課長のサービス（休暇を除く。）に関すること。

(5) 不利益処分に関すること。

(6) 特に重要な申請に対する処分に関すること。

(7) 特に重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。

(8) 叙勲（春秋叙勲に限る。）及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(9) その他教育長の決裁事項のうち重要なもの以外の事項（教育次長の専決事項）

第6条 [略]

(室長等共通専決事項)

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免に関すること（教育企画推進監の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 会計年度任用職員の育児休業の承認に関すること。
- (4)～(7) [略]
- (8) 教育企画推進監等の休暇その他のサービス及び所属職員のサービス（休暇を除く。）に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

2 [略]

(教育企画室の教育企画推進監等の専決事項)

第8条 教育企画室の分掌事務について、教育企画推進監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

教育企画推進監専決事項

- (1)～(10) [略]
- (11) 本庁の会計年度任用職員の任免に関すること。
- (12)・(13) [略]
- (14) 職員及び会計年度任用職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定に関すること。
- (15)・(16) [略]

予算財務課長専決事項

(1) [略]

[略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第9条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 職員及び学校職員の病気休職に関すること。

(3)～(7) [略]

(8) 叙位及び叙勲（死亡叙勲及び高齢者叙勲に限る。）に関すること。

(9)～(13) [略]

(10) 職員及び学校職員の給料の決定に係る承認申請に関すること。

(11)～(13) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1) 職員及び県立学校職員の職務に専念する義務の免除に関すること。

(2) 職員及び県立学校職員の営利企業等の従事許可に関すること。

(3) [略]

(4) 市町村立小中学校の非常勤事務職員及び県立学校の非常勤職員（事務職員、学校栄養職員、技能職員等に限る。）の配置に関すること。

(5) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員及び学校栄養職員に限る。）の任免に関すること。

(6)～(9) [略]

(10) [略]

(11) 県立学校職員の給料の調整額の発令に関すること。

(12) [略]

厚生福利担当課長専決事項

(1) 職員及び学校職員の厚生福利に関すること。

学校教育情報化担当課長専決事項

(1) 学校教育の情報化に係る施策の実施に関すること。

予算財務課長専決事項

(1) [略]

[略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第9条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の病気休職に関すること。

(3)～(7) [略]

(8) 叙位及び叙勲（春秋叙勲を除く。）に関すること。

(9) [略]

(10) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の給料又は報酬の決定に係る承認申請に関すること。

(11)～(13) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の職務に専念する義務の免除に関すること。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の営利企業等の従事許可に関すること。

(3) [略]

(4) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員に限る。）及び県立学校の会計年度任用職員（事務職員及び技能職員等に限る。）の配置に関すること。

(5) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員に限る。）の任免に関すること。

(6)～(9) [略]

(10) 紺綬褒章に関すること。

(11) [略]

(12) 県立学校職員及び県立学校に勤務する会計年度任用職員の給料の調整額の発令に関すること。

(13) [略]

厚生福利担当課長専決事項

(1) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員及び県立学校職員の衛生管理に関すること。

(3) [略]

小中学校人事課長専決事項

(1) 市町村立小中学校の非常勤講師の配置に関すること。

県立学校人事課長専決事項

(1) 県立学校の非常勤職員（事務職員、学校栄養職員、技能職員等を除く。）の配置に関すること。

(2) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員及び学校栄養職員を除く。）の任免に関すること。

(3)～(6) [略]

（学校教育課の総括課長等の専決事項）

第11条 学校教育課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

学力向上担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

[略]

（教育事務所長の専決事項）

第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする

。

(1)～(8) [略]

(9) 所長及び所属職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定に関すること。

(10)～(12) [略]

(13) 教育事務所に勤務する臨時的任用職員及び非常勤職員並びに市町村立小中学校の臨時的任用教職員、育児休業等任期付教職員及び非常勤職員の任免に関すること。

(14) 教育事務所に勤務する非常勤職員、市町村立小中学校職員及び市町村立小中学校の非常勤職員の育児休業並びに市町村立小中学校職員の育児短時間勤務の承認に関すること。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の衛生管理に関すること。

(3) [略]

小中学校人事課長専決事項

(1) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員を除く。）の配置に関すること。

県立学校人事課長専決事項

(1) 県立学校の会計年度任用職員（事務職員及び技能職員等を除く。）の配置に関すること。

(2) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員を除く。）の任免に関すること。

(3)～(6) [略]

（学校教育課の総括課長等の専決事項）

第11条 学校教育課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

学力向上課長専決事項

(1)～(3) [略]

[略]

（教育事務所長の専決事項）

第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする

。

(1)～(8) [略]

(9) 所長及び所属職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定に関すること。

(10)～(12) [略]

(13) 教育事務所に勤務する会計年度任用職員並びに市町村立小中学校の臨時的任用教職員、育児休業等任期付教職員及び会計年度任用職員（市町村費負担の職員を除く。）の任免に関すること（市町村立小中学校及び県立学校の会計年度任用職員を兼任する者の県立学校の会計年度任用職員としての任免に係る発令に関する事務を含む。）。

(14) 教育事務所に勤務する会計年度任用職員、市町村立小中学校職員及び市町村立小中学校の会計年度任用職員（市町村費負担の職員を除く。）の育児休業並びに市町村立小中学校職員の育児短時間勤務の承認に関すること。

(15) 第13号に掲げる会計年度任用職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定に関すること。

<p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) 市町村立小中学校職員の給料の調整額の発令に関する こと。</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p>(学校以外の教育機関の長共通専決事項)</p> <p>第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。第16条及び第17条において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 所長等及び所属職員の通勤の実情の<u>確認及び通勤手当の月額</u>の決定又は改定に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>の任免に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) <u>非常勤職員</u>の育児休業の承認に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)～(18) [略]</p> <p>2 博物館長及び美術館長は、次に掲げる事項のほか、前項各号に掲げる事項のうち、<u>第2号、第3号、第6号、第12号から第14号まで及び第16号から第18号まで</u>に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) 市町村立小中学校職員及び市町村立小中学校に勤務する<u>会計年度任用職員</u>の給料の調整額の発令に関する<u>こと</u>。</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p>(28) [略]</p> <p>(学校以外の教育機関の長共通専決事項)</p> <p>第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。第16条及び第17条において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 所長等及び所属職員の通勤の実情の<u>確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額</u>の決定又は改定に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>会計年度任用職員</u>の任免に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) <u>会計年度任用職員</u>の育児休業の承認に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)～(18) [略]</p> <p>2 博物館長及び美術館長は、次に掲げる事項のほか、前項各号に掲げる事項のうち、<u>第1号から第3号まで、第6号及び第12号から第18号まで</u>に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。